

(改正前)

会長選出委員会規則

- (1) 会長選出委員会（会長選出委員会を兼務する）〈以下本委員会という〉は、年度当初に発足し、次年度の会長選出後に解散する。
- (2) 本委員会は、本部役員 2 名および各地域より 1 名、各学年より 1 名、計 9 名で構成する。
- (3) 本委員会は、互選により委員長・副委員長を選出する。
- (4) 本委員会は、全会員に対し立候補者、または推薦候補者を募る。
- (5) 本委員会の委員は、候補者を兼ねることはできない。ただし、委員会を交代し候補者となることができる。
- (6) 候補者が複数の場合は、本委員会において候補者の意向を問い、候補者の協議による選出、または、会員による選挙を行う。
- (7) 本委員会は、立候補者または推薦候補者がいない場合は、候補者を推薦し、本人の同意を得て会長候補とする。
- (8) 本委員会は、会長を選出し本部役員会へ報告する。

※ 本委員会の経過は会員に明らかにする。